

広島県告示第3号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和3年1月7日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県三原市西野五丁目14番1号 三原市水道事業 三原市長 岡田 吉弘
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県三原市西野五丁目14番1号 西野浄水場

2 申請の内容

64の2-ロ水道施設のろ過施設8基の使用の方法を変更するとともに、排水口2基の排水の量を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

変更

		変更前		変更後	
種 類		64の2-ロ 水道施設のろ過施設 (緩速ろ過池1～8号池) 8基分			
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	—		許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	—		許可後直ちに	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	—		完成後直ちに	
使 用 の 方 法	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	通 常	最 大	通 常	最 大
		0	2,356	0	9,306

(2) 汚水等の処理の方法

該当なし

(3) 排出水の汚染状態

変更

排水口名	項 目	変 更 前		変 更 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
排水口-1	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	300	1,500	300	4,975
排水口-2	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	300	1,500	300	4,975

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和3年1月7日から令和3年1月28日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市生活環境課